

相楽東部広域連合立学校の事務職員の職の設置に関する規則

平成 21 年 4 月 1 日

教委規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、相楽東部広域連合立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する事務職員（以下「事務職員」という。）の職の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務職員の職)

第 2 条 学校に専門員及び主査を置くことがある。

- 2 専門員及び主査は、上司の命を受けて担任の事務を処理する。
- 3 専門員及び主査は、事務職員をもって充てる。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。